

## 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の概要

### 1 条例改正の背景など

平成25年8月15日に京都府で発生した福知山市花火大会火災事故では、死者3人、負傷者56人という大きな被害が生じました。

国においては、この火災事故を受け、国の法令等が改正され、多数の者の集合する屋外の催しに際して火気器具等を使用する場合の消火器の準備など、各自治体が火災予防条例で定めるべき基準等が示されました。

こうした背景や国の取組等を踏まえ、笠間市火災予防条例の一部改正に向けた検討を行うこととなったものです。

今回の条例改正においては、国から示された条例（例）をもとに、屋外で火気器具等を使用する催しに対して新たな規制を設けようとするものであることから、意見提出手続（パブリックコメント）によって、皆様の御意見をお聞きするものです。

### 2 改正内容

笠間市火災予防条例の一部改正により、新たに設けようとする事項については、次のとおりです。

#### (1) 消火器の設置基準に関する事項

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際し、露店等を開設して火気器具等を使用する場合には、消火器を準備した上で、火気器具等を使用することを義務付けます。

※近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催する餅つき大会など個人的なつながりに留まるものは除きます。

※火気器具等とは、笠間市火災予防条例に定める「コンロ」「オーブン」「レンジ」「ストーブ」などの火を使用する器具等のことをいいます。

#### (2) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項

(1)に該当する露店等については、消防機関による指導が必要な場合があることから、露店等を開設する者は、あらかじめ、消防機関に対し、露店等の開設の届出を行うことを定めます。

#### (3) 屋外催しに係る防火管理に関する事項

##### ア 火災予防上必要な業務計画の作成・届出

(1)のうち大規模なものとして消防長が定める要件に該当する催しについては、消防長が指定催しとして指定し、当該催しの主催者に次の事項を義務付けます。

(ア) 防火担当者

催しの主催者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、防火担当者に当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならないこと。

(イ) 火災予防上必要な業務に関する計画の届出

催しの主催者は、催しの14日前までに、(ア)の計画を消防機関に提出しなければならないこと。

イ 罰則

アに基づく消防機関への計画の提出をしなかったものに対し、30万円以下の罰則を適用することを定めます。

また、罰則については、催しを主催する団体にも適用されます。

ウ 大規模な催しとして消防長が定める要件

次の内容とし、消防本部告示として公示する予定です。

なお、指定催しとしての具体的な指定に際しては、主催者側から指定の求めがあった場合を除き、主催者の意見を聴く機会を設けることとする予定です。

- ・大規模な催しが開催可能な、公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しで、対象火気器具等を使用する露天等が出店し、その周囲において雑踏が発生することが想定され、消防隊の進入が困難である催しであること（露天等の周囲において雑踏が発生しないことが明らかである場合等は該当しないものであること。）
- ・主催する者が出店する露店等の数がおおむね100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。
- ・多数の者の集合する催しを主催する者から指定の求めがあったとき。
- ・前各号以外で消防長が特に必要と認める催しであること。